特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム 2016年度9回常任委員会 議事録

1 日時:2016年11月17日(木)午後4時~午後7時

2 場所:東京都千代田区麹町3-6-5 麹町GN安田ビル4階 JPF事務局会議室

3 出席者の確認

常任委員総数9名のうち、常任委員会の成立要件である3分の2以上の出席が満たされている旨の報告がなされ、本会の成立を確認した。

常仟委員

NGOユニット:大西 健丞 NGOユニット:橋本 笙子

外務省:民間援助連携室長 関 泉

経済界:永井 秀哉 (欠席につき表決権委任:飯田委員) 経済界:エディ 操 (欠席につき表決権委任:飯田委員)

学識経験者:石井 正子 学識経験者:堀場 明子

代表理事: 有馬 利男 (欠席につき表決権委任:飯田委員)

事務局長:飯田 修久

オブザーバー

外務省:民間援助連携室 関口 玲美

CWS:小美野 剛

議長は、常任委員会規約の第3条により事務局長が務める旨を確認した。

- 4 第一部:審議事項
 - (1)第一号議案:第7回臨時常任委員会および第8回常任委員会議事録の承認 審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

保留。議論の一部記載されていないと考えるとの意見があったため、議事内容を再確認 し、必要があれば修正することとした。

(2) 第二号議案: イラク・シリア人道危機対応プログラム方針(2017/3~2018/2) について 審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

承認。但し、予算については政府予算を要望中のため、暫定金額。

- 6 第一部:報告事項
 - (1) 財務状況の報告

事務局より、「10月度の財務状況」について報告した。10月度より詳細情報として、助成事業内訳、支援活動事業内訳、運営支出内訳の各データを提示した。

(2) パレスチナ・ガザ人道支援2016の申請についての報告

事務局より、「パレスチナ・ガザ人道支援2016の申請」の状況について報告した。

- (3)「共に生きる」ファンド助成の対応について 事務局より、「NPO法人ほうらい」への対応について報告した。
- (4) JVOAD第1回理事会および設立大会(11/8開催)について 事務局より、「JVOAD第1回理事会および設立大会(11/8開催)」について報告した。
- (5) 第3回臨時総会&第5回臨時理事会(11/15開催)の報告 事務局より、「第3回臨時総会&第5回臨時理事会(11/15開催)」について報告した。
 - ・第3回臨時総会:定款変更が議案どおり承認された。
 - ・第5回臨時理事会:経営委員会規約は、一部条文の表記を再確認することについて顧問弁 護士に確認し、報告することを条件に承認された。

常任委員会規約については、議案どおり承認された。

経営委員会設置と委員の選任ついては議案どおり承認がされた。

7 第二部:審議事項

(1) 第一号議案:南スーダン支援にかかる事業計画の承認 審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

① SCJ: ウガンダ北西部アルア県、アジュマニ県、キリヤドンゴ県における南スーダン難民 の子どもに対する緊急支援事業(政府支援金)

条件付き承認。常任委員会へのメール審議にかける。

- ・支援全体のアクター・機能の中でSCJのポジションを図示などで明確にすること。
- 子どもひろばに関して、本事業終了後の維持管理計画を作成のこと。
- ② PWJ: ウガンダ共和国西ナイル地方における南スーダン難民への水・衛生支援事業 (政府支援金)

条件付き承認。条件の解除については、常任委員会へのメール審議とする。

- ・説明からは実現可能性の判断がつかないため、建設事業の工期(各設置物の建設スケジュールのブレークダウン)及び必要な人工について示し、本事業の実施体制及び管理体制について説明する。
- ・上記に関連して、設定したコミュニティトイレ、世帯トイレ、水浴び場、井戸等の給水 施設の設置数の根拠を説明する。
- ・上記を踏まえ、活動規模の縮小を検討する。
- 設置する給水施設、トイレ等の維持管理体制の整備を含めて計画を検討する。
- ③ JCCP:中央エクアトリア州ジュバ市国内避難民キャンプにおける共同作業を通じた民族融和と平和的共存の促進(政府支援金)

条件付き承認。

- ・民族の融和と促進という目的との整合性から、リーダーや影響力のある者を活動に巻き込んだ波及効果を考慮し、現在の受益者選定の基準を見直す。
- ・水タンク及び灌漑設備の積算及び図面を示す。
- グンボ地域での活動について、ドンボスコ教会とは事業後の灌漑設備の管理に関わる MOUだけでなく、事業実施に関わる対応策を説明する。

- (2) 第二号議案:パレスチナ・ガザ人道支援2016にかかる事業計画の承認 審議の結果、全会一致で以下の通りとした。
 - ① JADE:パレスチナ・ガザ 紛争被災者医療及び自立支援(政府支援金) 条件付き承認。
 - 事業終了後に巡回医療の回数が減ることに備え、PMRSの診療所に患者を誘導する手立てを考えるなど、出口戦略を明確にすること。
- (3) 第三号議案:イラク・シリア人道危機対応にかかる事業計画の承認 審議の結果、全会一致で以下の通りとした。
 - ① PARCIC: レバノンにおけるシリア難民越冬支援(政府支援金) 条件付き承認。
 - ・ 裨益者の選定について、実態に即した内容を記載する。 事業対象地域の選定方法と、 その後どの様に裨益者の選定をおこなうのか、 それぞれ整合性がとれるよう修正する。
 - ・灯油の単価が高額となっているため、調達を行う際には、輸送費を含めた価格の相見積 もりを取得する。
 - ・越冬支援物資として、電気ストーブやガスストーブではなく、石油ストーブを選択した 理由を申請書に追記する。
- (4) 第四号議案:イエメン人道危機対応にかかる事業計画の承認 審議の結果、全会一致で以下の通りとした。
 - ① ADRA:イエメン共和国の国内避難民と脆弱住民に対する食糧・栄養・衛生・給水支援 事業(政府支援金)
- (5) 第五号議案:九州地方広域災害被災者支援にかかる事業計画の承認 審議の結果、全会一致で以下の通りとした。
 - ① JPF:熊本県の復興支援に従事する人材の育成事業(民間資金) 保留。以下の項目を明確化し、常任委員会へのメール審議とする。
 - ・業務委託先としてさなぶりを選んだ根拠について(他団体との比較資料)
 - JPF事務局の仕事、さなぶりへの業務委託内容の詳細、全体としてのアウトプットについて
- 8 書面による報告

承認。

- (1) NGOユニットおよび事務局より、書面をもって以下を報告した。
 - ① NGOユニットからの報告
 - ② 事業計画変更の報告
 - ③ JPF事務局審議結果の報告
 - ④ 固定資産処理の報告
 - ⑤ 終了報告書審議結果の報告
 - ⑥ コアチームの報告

(2) 次回の開催日時と会場について

会場をJPF事務局とし、以下の日程で常任委員会を開催することを確認した。

2016年度第10回常任委員会: 2016年12月20日(火) 16時より 麹町GN安田ビル4F 2016年度第11回常任委員会: 2017年1月19日(木) 16時より 麹町GN安田ビル4F 2016年度第12回常任委員会: 2017年2月16日(木) 16時より 麹町GN安田ビル4F 2016年度第13回常任委員会: 2017年3月16日(木) 16時より 麹町GN安田ビル4F

以上